

京都市上下水道局告示第32号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和4年8月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

- (1) 京都市中京区壬生中川町10番地11
株式会社 岩本工業所
代表取締役 岩本 大介
- (2) 京都市伏見区深草大亀谷古御香町113番地13
株式会社 澤島企画
代表取締役 澤島 孝典
- (3) 京都市右京区嵯峨野秋街道町24番地の9
有限会社 信栄
代表取締役 佐々木 信次
- (4) 京都市山科区川田欠ノ上14番地36
大海設備
大西 伸尚

2 指定期間

令和4年8月31日から令和9年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)